

一般社団法人日本スポーツ整形外科学会
旅費に関する細則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本スポーツ整形外科学会（以下「この法人」とする）の役員並びに委員会委員の旅費、宿泊費（以下「旅費宿泊費」とする）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給基準)

第2条 旅費宿泊費の支給基準は下記の通りとする。

- (1) 旅費宿泊費については、出発地及び目的地との間の距離により算出するものとする。
- (2) 出発地及び目的地は、主要なターミナル駅若しくは空港を基点とする。
- (3) 出発地の基準は事務局に登録されている主たる勤務先とする。主たる勤務先を有さない場合は事務局に登録されている自宅とする。
- (4) 旅費の支給基準
 - ①旅費の計算は、原則として最も一般的かつ経済的な順路による交通機関を使用した場合の費用を支給する。

出発地及び目的地の間の距離	使用交通機関	該当する基準又は支給額
片道 50 km未満	-	実費
片道 50 km以上	鉄道又は航空機の利用とする。 鉄道利用の場合、グリーン料金は認めない。 航空機利用の場合はエコノミークラスとする。	(片道最短普通乗車料金 + 普通特急又は急行料金) × 2 又は片道最短普通航空運賃 × 2

- ②タクシーは、業務上緊急やむを得ない事情があるとき、交通機関のない地域または交通機関の利用が非常に不便な地域で、学会が認めた場合に限り、その実費を支給する。タクシーを利用した場合は、旅費の精算にあたって領収書を添付しなければならない。
 - ③自家用車を使用した場合、交通に係る弁償費用（燃料代、有料道路料金、駐車場代を含む）として往復 50km 未満は 2,000 円、50km 以上は同 4,000 円を支給する。
- (5) 宿泊の支給基準
原則として、宿泊費は支給しない。会議等の日程上、やむを得ない場合は、1泊 20,000 円以内を原則とし、東京都内の宿泊に限り 1泊 25,000 円を限度とする。
 - (6) 旅費宿泊費支給基準
次の学会は、旅費宿泊費の支給対象外とする。
 - ①この法人学術集会中に開催される各種会議
 - ②日本整形外科学会が主催する以下 3 学会

学術総会、基礎学術集会、骨軟部腫瘍学会

③日本臨床スポーツ医学会学術集会

④日本膝関節学会

但し、学会出席予定がなく、この法人の理事会並びに委員会への出席のみを目的とした場合、あらかじめ申請し、財務担当副理事長の許可を受けたときには支給することとする。

(宿泊費の申請)

第3条 旅費宿泊費は、事務局を通じ財務担当副理事長に申請し、その許可を受けたものに対して支給する。

(委員会委員の外部会議参加)

第4条 外科系学会社会保険委員会連合（以下「外保連」という）の会議に参加する社会保険委員会委員並びに JOANR に関連する会議に参加するレジストリ委員会委員には、日当 5,000 円及び旅費実費を支給する。ただし WEB 開催の場合は日当のみの支給とする。

(関連学会への出席)

第5条 この法人として役員が海外の関連学会の学術集会に出席することが必要な場合は、理事会の承認を得た上で、往復航空運賃（エコミークラス）を支給する。国内の場合は、第 2 条に準ずる。

附 記

1. 本細則の変更は理事会において行う。
2. 本細則は 2024 年 3 月 12 日から施行する。